

山形県立病院個人医業未収金回収収納業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、山形県立病院（以下「県立病院」という。）における医業未収金（診療費の患者負担分）の回収業務について、業務委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 山形県立病院個人医業未収金回収収納業務委託
- (2) 業務内容 別紙「山形県立病院個人医業未収金回収収納業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 提案上限額 8,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 担当部局

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県病院事業局県立病院課経営施設係

電話番号 023-630-2326

FAX番号 023-641-7702

メールアドレス ykenbyo@pref.yamagata.jp（担当者：小池）

4 日程

- (1) 質問書提出期限 令和7年10月27日（月）午後4時
- (2) 質問の回答期限 令和7年11月4日（火）
- (3) 参加意思表明書の提出期限 令和7年11月6日（木）午後4時
- (4) 企画提案書の提出期限 令和7年11月20日（木）午後4時
- (5) プレゼンテーション 令和7年11月27日（木）
- (6) 結果通知 令和7年12月1日（月）

5 参加資格

参加意思表明書及び企画提案書（以下「参加意思表明書等」という。）を提出することができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当している者であること。
 - ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条第2項に規定する弁護士法人であること。
 - イ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士のうち、同法第3条第2項に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人で同法第29条第2項に規定する司法書士法人であること。
- (2) 次のいずれかの受託実績を有すること。
 - ア 国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。以下「国・地方公共団体等」という。）における債権回収業務

イ 医療機関における未収金回収業務

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 主たる事業所等の所在する都道府県の都道府県税（参加者が個人である場合には、その者が居住する都道府県の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していると認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

6 参加手続き

(1) 質問の受付及び回答

本件に関して質問がある場合には、質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は、当該質問をした事業者（以下「質問者」という。）に電子メールにより回答するとともに、山形県ホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）に掲載する。ただし、質問者の独自企画に関わることなどについては、当該質問者のみに回答する。

① 提出書類 質問書

※様式は任意であるが、回答を受け取るメールアドレスを必ず記載すること。

② 提出期限 令和7年10月27日（月）午後4時必着

③ 提出方法 持参、郵便（配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。）、FAX又は電子メール（上記3の担当部局に受信確認を電話で行うこと。）により行うこと。

④ 提出先 上記3の担当部局

⑤ 回答期限 令和7年11月4日（火）

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- ① 提出書類
 - ・参加意思表明書（様式1－1）
 - ・提案者概要（様式1－2）
 - ・会社概要資料（自社作成のパンフレット等）
 - ・上記5(1)に該当することを証する書類の写し
- ② 提出部数 1部
- ③ 提出期限 令和7年11月6日（木）午後4時必着
- ④ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。）により行うこと。
- ⑤ 提出先 上記3の担当部局

（3）企画提案書及び見積書の提出

参加意思表明書の提出者（以下「参加者」という。）は、以下により書類を提出すること。なお、提出のあった企画提案書について、電話等により確認を行う場合がある。

- ① 提出書類
 - ・応募申込書（様式2）
 - ・企画提案書
 - ※様式3（A3横）を表紙として作成すること。提出の際は、片袖折り（Z折り）にすること。
 - ※A4判片面印刷（様式3を除く。多色仕上げを可とする。）、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留め）横書きとする。
 - ※各項下部中央に通し番号を印字（様式3を除く）すること。
 - ・成功報酬見積書（様式4）
 - ・別表に定める書類
- ② 提出部数 8部（※1部を正本とし、残り7部は複写で可）
ただし、別表に定める書類は原本を1部提出すること。
- ③ 提出期限 令和7年11月20日（木）午後4時必着
- ④ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。）により行うこと。
- ⑤ 提出先 上記3の担当部局

（4）プレゼンテーションへの参加

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、以下によりプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションを実施しない者は、失格とする。

- ① 日時 令和7年11月27日（木） ※詳細は別途通知
- ② 場所 山形県庁内会議室 ※詳細は別途通知
- ③ 説明時間 企画提案者の説明は10分以内とし、説明後に質疑応答の時間を10分設ける。
- ④ 説明資料 （3）により提出した企画提案書のみを使用すること。

7 選考方法

（1）審査方法

- ① 山形県病院事業局内に設置する選定委員会において、企画提案書、プレゼンテーション時の説明及び質疑応答の内容に基づいて評価を行い、評価点数の合計が最高点の者を最優秀者、次

点者を優秀者として選定するものとする。

ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。

- ② 提案者が1者のみの場合でも、審査委員の評価結果により、提案の内容について業務を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。

(2) 評価項目

評価項目	内 容	評価点
① 業務実施方針	・業務を実施するうえでの公平性確保に対する考え方。 ・債務者の経済的状況に対する配慮が十分であるか。	10
② 業務実施方法	・業務ごとの実施方法に具体性及び実効性があるか。	90
③ 業務実施体制	・業務実施の組織体制及び人員配置が整っているか。 ・業務に従事する者の資格、知識及び経験が充実しているか。	20
④ 業務受託実績	・国・地方公共団体等からの回収業務の受託実績が十分であるか。 ・医療機関からの回収業務の受託実績が十分であるか。	20
⑤ 法令遵守体制	・個人情報保護に対する取組や体制が充実しているか。 ・その他関係法令遵守に対する取組や体制が充実しているか。	10
⑥ 自社の特徴・優位性	・各事業者の特徴や優位性があるか。	20
⑦ 成功報酬 その他の費用	・成功報酬の割合が低廉であるか。 ・所在調査、相続調査、訴訟等の業務にかかる費用が低廉であるか。	30
合計		200

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加者にこの要領に定める資格・要件が備わっていないとき

イ 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 記載すべき内容が記載されていないなど、参加意思表明書等がこの要綱に定める要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

8 業務委託の契約手続き

山形県病院事業局は、最優秀者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結するものとする。最優秀者と協議が整わない場合には、優秀者と同様の手続きを行うこととする。

9 その他

(1) 参加意思表明書等の提出は、1者につき1件とする。

(2) 参加に必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は、最優秀者の選定作業に必要な範囲において複製して使用することがある。

(4) 提出された書類は、返却しないものとする。

- (5) 提出された書類は、受託者に係るものについては、独自のノウハウに係る部分や個人情報に係る部分を除いて、受託者の了解を得たうえで公表する場合がある。
- (6) 選定後、会社名等の公表は最優秀者のみとし、審査結果については各参加者の評価点数の合計のみを公表するものとする。

<参考>

委託予定債権について、下記のとおりとする。

- ①現在外部委託している債権 : 約800件、約1億1,000万円
 - ②新規で委託する債権（単年度あたり見込）：約120件、約1,000万円
- ※なお、令和7年1月より入院時連帯保証人代行制度を導入している。

別表

提出書類	備考
登記事項証明書（参加者が法人の場合に限る。）	・法務局が発行したもの。
財務諸表	・参加者が法人の場合： 直前決算時の損益計算書と貸借対照表 ・参加者が個人の場合： 上記に準ずる書類（所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等）1年分
都道府県税の納税証明書	・主たる事業所等の所在する都道府県の都道府県税（参加者が個人である場合には、その者が居住する都道府県の都道府県税）の納税証明書 ・申請日から3か月以内に発行されたもの
「消費税及び地方消費税」納税証明書	・未納の税額がないことを証明するもの（「納税証明書（その3）」）（「その3の2」又は「その3の3」でも可） ・申請日から3か月以内に発行されたもの
暴力団排除に関する誓約書	・申請者（役員等を含む。）が暴力団員等でないこと等の誓約 ・様式は担当部局で受け取るか、山形県ホームページ（http://www.pref.yamagata.jp/）からダウンロードすること